

諮問日：平成29年10月23日（平成29年度（最情）諮問第58号）

答申日：平成30年3月23日（平成29年度（最情）答申第71号）

件名：最高裁判所と法務省との間で実施された会合に関する文書の不開示判断  
（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下、併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年9月26日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。また、法務省刑事局は、最高裁判所との間で、三月会という会議をしているから、少なくとも最高裁判所と法務省刑事局との間で実施された会合に関する文書は存在するといえる。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出日現在、最高裁判所と法務省民事局、法務省刑事局又は法務省訟務局との間で開かれる会議、協議会等は存在しない。また、開催時期を問わず、広く最高裁判所において保管するファイルを探索するなどして確認したが、本件開示申出文書に該当する文書は見当たらなかった。

なお、苦情申出人が指摘する三月会は、最高裁判所と法務省刑事局だけでは

なく、多数の関係機関が参加して行われた少年事件に関する連絡会であるから、三月会に関する文書は、本件開示申出文書に該当しない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年10月23日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月22日 審議
- ④ 平成30年2月23日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件開示申出日現在、最高裁判所と法務省民事局、法務省刑事局又は法務省訟務局との間で開かれる会議、協議会等は存在せず、また、開催時期を問わず、広く最高裁判所において保管するファイルを探索するなどして確認したが、本件開示申出文書に該当する文書は見当たらなかったとのことであり、このような説明が不合理とはいえない。この点について、苦情申出人は、最高裁判所と法務省刑事局との間で三月会という会議をしているなどと主張するが、当委員会庶務を通じて確認したところ、三月会は、最高裁判所と法務省刑事局だけではなく、多数の関係機関が参加して行われた少年事件に関する連絡会であることが確認されたから、三月会に関する文書は、本件開示申出文書に該当しない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長            高   橋            滋

委        員            久   保            潔

委        員            門   口   正   人

別紙

- 1 最高裁判所と法務省民事局との間で実施された会合に関する文書（直近の分）
- 2 最高裁判所と法務省刑事局との間で実施された会合に関する文書（直近の分）
- 3 最高裁判所と法務省訟務局との間で実施された会合に関する文書（直近の分）